

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和8年1月29日
鹿児島県
鹿児島地方気象台

鹿児島県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

鹿児島県と鹿児島地方気象台は、令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震により大崎町に適用していた土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和8年2月5日から通常基準により運用します。

令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壤雨量指数基準）について、震度5強を観測した大崎町では通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の降雨の状況と土砂災害の発生状況等を勘案して、適切な見直しを行うこととしています。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準により運用いたしますのでお知らせします。

なお、鹿児島県が提供する「土砂災害危険度情報」※や、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」※についても、通常基準による判定となり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

記

- 1 暫定基準を廃止する日時：令和8年2月5日11時
- 2 暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村：大崎町（別紙に図示）

※ 鹿児島県の「土砂災害危険度情報」や気象庁の「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

鹿児島県

<http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp>

気象庁

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

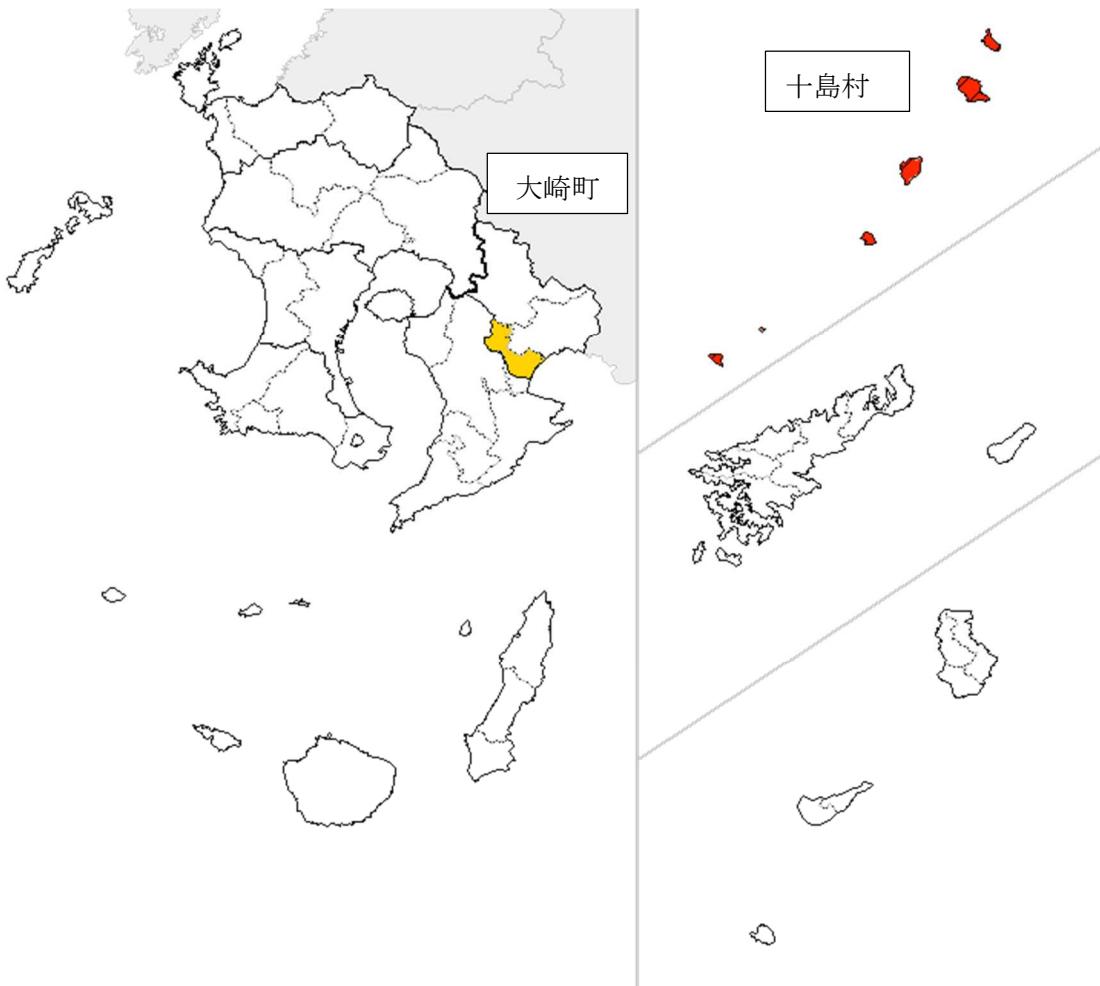
問い合わせ先：鹿児島県土木部砂防課

電話：099-286-3618

鹿児島地方気象台 担当：土砂災害気象官

電話：099-250-9919

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止および継続する市町村



暫定基準を廃止し、通常基準により運用する市町村（大崎町）

令和7年7月3日16時13分のトカラ列島近海の地震に伴い、
引き続き、通常基準の7割で運用している市町村（十島村）